

最高裁秘書第3302号

令和6年12月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、福岡高等裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

福岡高裁令和5年（行コ）第35号の事件簿

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年3月25日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和6年度（情）答申第20号